

# 2026年度日本専門医機構認定 皮膚科専門医更新申請について（手引き）

2021年12月1日に専門医として新規認定された方及び  
前回更新されて、2022年4月1日から専門医期間が始まって  
いる方が対象となります。

会員マイページ

▶ トップページに戻る ▶ 終了する

実績登録 専門医 後実績

氏名	会員番号	専門医番号	資格認定期間
皮膚 花子	9999999	00000	

更新要件	単位	詳細
診療実績の証明（初回更新時、10症例（5単位）分必須）	0/10	-
専門医共通講習	5/10	<a href="#">詳細</a>
皮膚科領域講習（20単位を超える単位を算定する事ができる）	0/20	<a href="#">詳細</a>
学術業績・診療以外の活動実績	0/10	<a href="#">詳細</a>
全体の単位	5/50	

日皮会ホームページの会員マイページの「専門医 後実績」画面で上記の表示がされた先生は日本専門医機構認定皮膚科専門医更新対象者です。

全更新対象者は更新に必要な単位と2.5年以上の勤務実績が必要となります。

通常更新者：共通講習の必須を含めた50単位以上

特例対象者：40単位以上

## よくある質問

### ・診療実績（症例報告の提示）について

2021年12月1日に専門医として認定された先生以外は任意で問題ございません。

※学会制度で1度でも更新をされたことがある場合は機構制度の更新手続きが初めてでも提出は必須ではなく任意で問題ございません。

### ・勤務証明書類（勤務先施設のホームページなど施設の診療時間と担当医が分かる箇所の書類）について

担当医の記載がない場合は施設の診療時間が記載されている箇所のコピーをご提出ください。

（例：過去勤務されていた施設の勤務証明書を提出する場合、等）

### ・70歳以上の必要単位数について

機構制度でも特例措置はございますが、特例で更新する場合でも必要な単位は40単位です。

詳細は「更新の特例措置」をご確認ください。

※単位が不足し、更新が難しい場合は、「専門医資格を更新できない場合の措置」の「移行期間に更新基準を満たすことができず、更新延期を選択する場合」をご確認ください。

○皮膚科専門医更新認定月日+4年目（新規は5年目）の12月18日までに、資格更新の手続きが必要で  
す。2021年12月1日付新規認定または2022年4月1日付更新認定の専門医は、2026年12月18日まで

に、更新申請を行っていただくこととなります。更新後の更新認定日は2027年4月1日となります。その為、次期の後実績は、2027年4月1日からのものが有効となります。

○専門医資格を更新できる条件

1. 我が国の医師免許を有すること。
2. 資格取得後、5年以上継続して日本皮膚科学会正会員であること。
3. 後実績において、所定の単位を取得しており、勤務証明を提出すること。

○専門医更新申請をする際は、当年度までの学会の年会費及び支部年会費を完納すること。  
未納の場合は、専門医更新申請は認められません。

日本専門医機構による新専門医制度における皮膚科専門医更新は①勤務実態の証明、②更新単位の取得（診療実績の証明を含む）をもって行います。

■単位は専門医認定後のものが有効です。

- ・新規認定者：2021年12月1日以降
- ・更新認定者：2022年4月1日以降

■規定単位（50単位）、勤務実績2.5年（30ヶ月）を充当すること。

### 更新の特例措置

※皮膚科領域においては、相応の経験を有する専門医の知識・経験を後進の指導に活かす目的で、更新の特例措置を設けています。

専門医（学会専門医を含める）を3回以上更新しており、かつ65歳以上の場合、4回目の更新から通常の更新申請と併せて、「診療従事証明書（様式7）」による申請を行うことで下記の特例を受けることができます。

- ・「勤務実態の証明」の省略が可能
- ・「診療実績の証明」「専門医共通講習」「皮膚科領域講習」「学術業績・診療以外の活動実績」の項目毎の制限を排除
- ・合計40単位で更新が可能  
(例) 皮膚科領域講習のみ40単位取得し、診療従事証明書を提出することで更新可能

### ■専門医資格を更新できない場合の措置

・移行期間中に病気・出産・海外留学その他止むを得ない事由で更新申請ができない者は、更新申請期限までに専門医資格更新延期申請書およびその事情を説明できる書類と事情書を添付し、ご提出ください。

委員会で審議され理事会で認められた場合、専門医資格の更新期限の延長となります。

・移行期間に更新基準を満たすことができず、更新延期を選択する場合

学会制度で専門医資格を取得した先生が、機構制度の専門医に移行する際に単位不足により、更新が困難な場合は、特例により専門医資格更新延期の申請が可能となります。

ただし、通常の延期理由による延期（病気・出産・海外留学その他止むを得ない事由等）とは違い、猶予扱いとなり、下記の通りの対応となりますので、ご確認をお願いいたします。

・本理由による専門医資格更新延期申請は、移行期の方のみ対象です。なお申請は1回限りとなります。

- ・延期期間は1年間となり、延期の延長などは原則ありません。
  - ・専門医更新認定期限が1年間延期されますが、猶予と同様の取り扱いとなるため、次回の専門医更新期間から1年間分が、前倒しされることとなり、次回の更新期間が4年間となります。
- そのため、次回の更新の際は、4年間で更新に必要な単位と、勤務実績などが必要となりますのでご注意ください。
- それ以降の更新期間については通常通り5年間となります。

## ■資格の喪失

更新の条件を満たさないで5年を超えますと専門医資格を喪失します。計算違いで単位数、勤務実績が不足したということが無いように、お気をつけください。

※この解説は修正されることがあります。日本皮膚科学会ホームページまたは雑誌の会報欄にご留意ください。

## ■審査料振込について 33,000円(税込)

### 1. 口座振替

- (1) 現在、会費等で既に口座振替を利用されている会員が利用可能です。
- (2) 口座振替予定日は、事前に案内いたします。
- (3) 更新申請書の下部の支払方法(口座引落)を選択してください。

### 2. 銀行振込

- (1) 銀行振込は下記方法にて申請書類送付と同時に振込ください。
- (2) 振込人氏名の前に会員番号を忘れずに入力してください。
- (3) 振込人氏名は必ず、会員名でお振込みください。病院名等では行わないでください。
- (4) インターネットバンキング等でお振込みの場合、振込不能になっていないか確認してください。
- (5) みずほ銀行 本郷支店 口座番号/普通 2787883 口座名/公益社団法人日本皮膚科学会

### 3. 郵便振込

- (1) 郵便振込は下記方法にて申請書類送付と同時に振込ください。
- (2) 通信欄に会員番号、振込人氏名、「専門医資格更新 審査料 ¥33,000」とご記入ください。
- (3) 口座番号：00160-9-183791 加入者名：公益社団法人日本皮膚科学会

## ■申請期間・締切

○2026年4月20日～2026年12月18日必着のこと。

2026年4月20日から2026年7月7日受付分(オンライン申請は7月7日23時59分まで)

→日皮会8月理事会承認後、日本専門医機構へ二次審査

2026年7月8日から2026年12月18日受付分(オンライン申請は12月18日23時59分まで)

→日皮会1月理事会承認後、日本専門医機構へ二次審査

## ■問い合わせ先

※不明な点は、日皮会事務局/専門医担当までメールにて問い合わせてください。

その際、即答できない場合は、委員会に問い合わせて回答します。ご了承ください。

<お問い合わせ先>

公益社団法人 日本皮膚科学会 / “機構制度専門医A担当”

E-mail : [hifu-senmon@dermatol.or.jp](mailto:hifu-senmon@dermatol.or.jp)

## 【オンライン申請・郵便申請の更新手続きについての注意事項】

- ・郵便での申請の場合、事務局で更新書類を拝受いたしましたら受領メールを送信させていただき、順次手続きを進めさせていただきます。
- ・「オンライン申請」、「郵便での申請」とともに不備がございます際にはメールにてご連絡させていただきます為、ご自身の確認可能なメールアドレスの記載をお願いいたします。  
※キャリアメールの場合はメール本文に書類を添付できないなどの不具合がございます為、ご注意ください。
- ・機構専門医制度の更新手続きについて、これまでの学会専門医制度と異なり日本専門医機構が最終的な承認・認定を行います。本手続きは一次審査の更新手続きとなり、二次審査の更新手続きについては日本専門医機構が行います。
- ・申請者には基礎情報（オンライン申請）または皮膚科専門医資格更新申請書（郵便での申請）に記載いただいておりますメールアドレスへ一次審査終了のご報告をさせていただき、その後二次審査に必要な情報を日本専門医機構へ提出させていただきます。その為、二次審査以降の問合せは日本専門医機構にお問合せください。
- ・二次審査の日程や承認、認定に関しましては別途日本専門医機構から通知予定です。  
(二次審査につきましても日本専門医機構の委員会で審議され、理事会で承認後、認定となります。機構専門医の更新認定まではお時間がかかりますのでご注意ください)

### 更新申請時によくある不備

#### 通常更新者

- ・勤務証明書の添付忘れ
- ・非常勤の勤務証明書の代議員またはプログラム統括責任者の署名欄に代議員またはプログラム統括責任者以外の署名の記載
- ・勤務先施設のHPなどの書類の添付忘れ  
(症例報告の提出者)
- ・症例報告の提示一覧の担当医/指導医の記載漏れ、責任者署名の記載漏れ
- ・症例報告の提示一覧の責任者署名が自筆でない

#### 特例更新者

- ・診療従事証明書の添付忘れ
- ・診療従事証明書にご自身以外の皮膚科専門医を取得されている先生のご署名の箇所にご自身の署名を記載されている
- ・症例報告の提示一覧の責任者署名が自筆でない

上記不備についてご留意いただき申請手続きをお願いいたします。

申請書類に不備がある場合、再申請となります。

## ■申請方法

### ①オンライン申請



下記 URL に公開されている日本皮膚科学会「**機構専門医総合サイト**」からオンライン申請での更新手続きが可能となりました。

<https://www.dermatol.or.jp/medical/specialist/4937/>

※オンライン申請を利用される際の「更新システムのマニュアル」も同ページ内にて公開しております。

下記書類のフォーマットにつきましては下記 URL よりダウンロードください。

<https://www.dermatol.or.jp/medical/specialist/4964/>

- ・症例報告の提示：「更新書類」の(様式4-1)
- ・診療従事証明書：「更新書類」の(様式5)

様式4-1

症例報告の提示

No.	年齢	性別	病名	治療法	経過	入院	手術	転院	転院先	転院理由
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

※症例報告が複数ある場合は、異なる病名の提示が必要となります。

更新書類

様式5

※専門医(学会専門医を含める)を3回以上更新しており、かつ65歳以上の方で、特別措置を受ける場合、これらの書類をご提出ください。

診療従事証明書

西暦 年 月 日

一般社団法人 日本専門医機構 御中

皮膚科専門医更新申請者氏名 \_\_\_\_\_

日本皮膚科学会会員番号/専門医番号 \_\_\_\_\_  
(例: 1000001 / 0001)

初回認定日(西暦) \_\_\_\_\_ 年 月 日

更新認定日(西暦) \_\_\_\_\_ 年 月 日

認定期限(西暦) \_\_\_\_\_ 年 月 日

現在の主たる勤務先 \_\_\_\_\_

\*現在、休職中などで実際に勤務をしていなくても雇用関係が維持されている施設があればそちらを記入ください。また、そのような施設がない場合には「なし」と記入してください。

下記は診療実績を証明できる本人以外の皮膚科専門医に記入してください。

-----


上記の更新申請者は皮膚科専門医として資格更新より2.5年間以上、皮膚科診療に従事していることを証明する。

皮膚科専門医 署名 \_\_\_\_\_

日本皮膚科学会会員番号/専門医番号 \_\_\_\_\_  
(例: 1000001 / 0001)

## オンライン申請方法

- ◎オンライン申請の場合、システム内に勤務証明書や必要書類の添付が必要ですが、それ以外のご自身のマイページの情報（お名前、勤務先住所や取得単位など）が反映されており、更新に必要な書類内容がシステム内で完結できるため、郵送申請に比べ手間なく更新手続きを進めていただけます。また、更新手続きの進捗状況をシステム内から確認することも可能です。

全項目に緑色のチェックが入ると更新申請が可能となります。



申請のボタンをクリック後、画面上部にあるステータスが「作成中」→「事務局確認中」に移動します。

オンライン申請の画面では、各項目に必要な情報を登録、保存いただくと、緑色のチェックが入っていきます。

申請のボタンをクリック後、画面上部にあるステータスが「作成中」→「事務局確認中」に移動し、自動返信で受領メールが送信されます。

不備がある場合は登録されているメールアドレスへご連絡いたしますので「システム内」で修正をお願いします。

詳細は「更新システムのマニュアル」をご確認ください。

機構専門医総合サイトQR



更新書類公開サイトQR



専門医資格更新に関する  
よくあるご質問QR



**通常更新対象者の場合【2.5年以上の勤務実績と共通講習の必須を含めた50単位以上必要】**

■個人情報提供同意

- ・内容をご確認いただき「同意」をクリックします。

■基礎情報

・マイページのデータが反映されております。必須項目（勤務先種別・医籍登録番号）や修正箇所がある場合は入力し「保存」をクリックします。

※指導医資格の更新希望の場合は論文のコピーのPDF添付が必須です。

注意：指導医資格とは【各大学の研修プログラムにおける皮膚科専攻医の指導・評価をされる**常勤**の先生が取得される資格】となります。

その他の先生に関しましては知識を深めていただく為に指導医に関しましても更新頂くことは問題ございません。しかし経歴等には記載できない資格となります為、ご注意ください。

■勤務先情報（添付書類：必須）

システム内で勤務証明書を作成できます。

- ①システム内に勤務時間や休憩時間などを入力し、保存。
- ②PDF出力で作成した勤務証明書をプリントアウト。
- ③代表者名などの必要事項に記載、署名がされている勤務証明書のPDFをシステム内に添付。  
(内容を確認できれば写真の添付でも問題ございません)
- ④勤務先施設のホームページなど施設の診療時間と担当医が分かる箇所の書類のPDFをシステム内に添付。(内容を確認できれば写真の添付でも問題ございません)

◎勤務証明書の詳細については「郵送（紙）の申請方法」ページの「4.勤務証明書（様式3-1, 3-2）【必須（特例対象者は不要）】」をご確認ください。

■勤務実態自己申告

- ・当てはまる箇所にチェックを入れて「保存」をクリックします。

■取得単位情報（添付書類：必要に応じて）

- ・マイページに登録されている単位が反映されております。

<必要に応じて>

症例報告の提示は、一覧（責任者署名（自筆必須）が記載されたPDF）と要約（PDFではなくExcelのままでも問題なし）を添付し、「保存」をクリックします。

※他学会の共通講習や学術業績・診療以外の活動実績を自己申告単位として申請する場合は巻末資料3（「学業実績・診療以外の活動実績一覧」）をご確認の上、マイページにご登録ください。

登録方法につきましては下記URL「(その他：機構制度マイページ単位申請方法について)よりご確認ください。

<https://www.dermatol.or.jp/medical/specialist/4964/>



## ②郵送申請

下記 URL 「[機構認定専門医制度](#)」 → 「[専門医更新申請](#)」をクリックし申請書類をダウンロードください。

<https://www.dermatol.or.jp/medical/specialist/4937/>

郵送での申請の場合、事務局で更新書類を拝受いたしましたら受領メールを送信させていただき、順次手続きを進めさせていただきます。

The image displays two screenshots of the Japanese Dermatological Association (JDA) website. The top screenshot shows the 'Specialist System' page, where the 'New Specialist System' button is highlighted with a red box. The bottom screenshot shows the 'New Specialist System' page, where the 'Specialist Update Application' button is highlighted with a red box. A large red arrow points from the top screenshot to the bottom one, indicating the navigation path.

書類は必ず「簡易書留」または、追跡可能な発送方法にて送付してください。

ご提出いただいた審査書類は全て返却致しません。

ほかの学会等で必要な書類（参加証等）は、あらかじめコピーを取るようしてください。

## ■通常更新に必要な書類

- ①皮膚科専門医資格更新申請書（様式1）
  - ②「個人情報の第三者提供に関するお願い」について（同意書）
  - ③勤務実態の自己申告書（様式2）
  - ④勤務証明書（様式3-1、3-2）
  - ⑤勤務証明書を提出する勤務先施設のHPなど担当医と診療時間がわかる箇所の書類と一緒に提出  
※担当医の記載がない場合は施設の診療時間が記載されている箇所のコピーをご提出ください。
  - ⑥皮膚科学会の会員マイページ「専門医 後実績」の印刷
    - 更新に必要な単位（50単位）  
共通講習A（医療安全・感染対策・医療倫理）：各1単位必須  
単位取得されている共通講習、皮膚科領域講習、学術業績・診療以外の活動実績の詳細がわかる箇所のプリントの提出
- ※症例報告の提示について（10症例で5単位として申請可能）  
日本皮膚科学会会員マイページの「登録情報確認・変更」内に表示されている専門医枠の「取得日」と「更新日」が同じ日付の先生が必須となる為、提出は任意となります。

日本皮膚科学会 会員マイページ

会員情報

- 登録情報確認・変更  
学会に登録されている本人情報を確認及び変更できます。
- 公開情報設定  
会員検索で公開する本人情報の項目を設定できます。
- 会費納入状況  
会費の納入状況を確認できます。

専門医	認定番号	00000
	取得日	2012-10-01
	更新日	2023-04-01
	有効期限	2028-03-31
	専門医マップ	公開

## ■専門医取得後、更新手続き自体が初めての方に必要な書類

- ①皮膚科専門医資格更新申請書（様式1）
- ②「個人情報の第三者提供に関するお願い」について（同意書）
- ③勤務実態の自己申告書（様式2）
- ④勤務証明書（様式3-1、3-2）
- ⑤勤務証明書を提出する勤務先施設のHPなど担当医と診療時間がわかる箇所の書類と一緒に提出  
※担当医の記載がない場合は施設の診療時間が記載されている箇所のコピーをご提出ください。
- ⑥皮膚科学会の会員マイページ「専門医 後実績」の印刷
  - 更新に必要な単位（50単位）  
共通講習A（医療安全・感染対策・医療倫理）：各1単位必須  
単位取得されている共通講習、皮膚科領域講習、学術業績・診療以外の活動実績の詳細がわかる箇所のプリントの提出
- ⑦症例報告の提示について（10症例で5単位として申請可能）  
日本皮膚科学会会員マイページの「登録情報確認・変更」内に表示されている専門医枠の「取得日」と「更新日」が同じ日付の先生が必須となります。

## ■特例更新に必要な書類

- ①皮膚科専門医資格更新申請書（様式1）
- ②「個人情報の第三者提供に関するお願い」について（同意書）
- ③診療従事証明書（様式5）
- ④皮膚科学会の会員マイページ「専門医 後実績」の印刷
  - ※更新に必要な単位（40単位）
  - 単位取得されている共通講習、皮膚科領域講習、学術業績・診療以外の活動実績の詳細がわかる箇所のプリントの提出
  - ・共通講習は必須ではございません。
  - ・皮膚科領域講習40単位のみでも申請が可能です。
  - ・共通講習、皮膚科領域講習、学術業績・診療以外の活動実績の単位が0単位の場合、症例報告の提示を80症例（40単位）提出することでの単位申請も可能です。
  - ただし、一覧と要約の提出が必須となります。

## 郵送での申請書類の送付先

〒113-0033 東京都文京区本郷4-1-4 公益社団法人 日本皮膚科学会 機構制度専門医A担当
---

1. 皮膚科専門医資格更新申請書（様式1）

【全更新対象者必須】

（様式1）

受付No. \_\_\_\_\_

**皮膚科専門医資格更新申請書**

西暦 年 月 日

一般社団法人 日本専門医機構 御中

私は、皮膚科専門医の資格更新をたく、専門医資格更新審査料を添えて申請致します。

※原簿記載の誤りとして扱いますので正確にご記入下さい。 ※記入不備があると「再手続き」となります。			
フリガナ			
氏名	氏	名	
氏名英語表記	氏	名	
性別：男・女	日本皮膚科学会会員番号		
学位：あり・なし	E-mail	@	
生年月日（西暦）	年 月 日	所属支部	東部・東京・中部・西部
医籍登録No.	医籍登録年月日（西暦）	年 月 日	
専門医No.	専門医初回認定日（西暦）	年 月 日	
指導医認定：あり・なし	<small>※指導医の条件 下記(1) (2)のいずれかであり、かつ(3)の条件を満たすこととする。 (1) 皮膚科専門医を1回以上更新していること。 (2) 皮膚科専門医で指導医講習を受けていること。 (3) 過去5年間に1編以上の共著論文があること。</small>		
指導医資格の更新：希望する・希望しない			
自宅住所（〒 — ）			
電 話：（ ）－（ ）－	/ FAX：（ ）－（ ）－		
勤務先または開業先住所（〒 — ）	※複数勤務所で記載されている場合は、主として勤務されている勤務先を記載ください		
電 話：（ ）－（ ）－			
勤務先区分	主たる勤務先区分をチェックしてください。		
	【 】1. 大学病院 【 】2. その他病院 【 】3. 開業 【 】4. 企業 【 】5. その他		
	※現在、外務中などで実際に勤務をしていない場合でも、雇用関係が維持されている場合には、1から4の該当する区分に丸を付けてください		
勤務先または開業先名称			

皮膚科専門医マップの公開について

皮膚科領域機構専門医の更新が認められた場合、日本皮膚科学会 HP で公開している皮膚科専門医マップに氏名、勤務先、勤務先住所、勤務先電話番号を掲載し、公開することとしております。公開について同意できない場合は、皮膚科領域機構専門医として広告表示をすることができませんのでご注意ください。

皮膚科専門医マップの公開に：  同意する  同意しない

更新審査料について、該当するお支払方法にチェックを付けてください。

口座引落  銀行振込  郵便振替

- 正確に記入してください。
  - E-mail アドレス（必須）の -（ハイフン）、\_（アンダーバー）および 0（ゼロ）、O（オー）等は、わかりやすくご記載ください。
  - 勤務先について、現時点で勤務していない場合は、空白で問題ありません。
  - 指導医資格の更新を希望される場合は、1 編以上の共著論文の証明書類として資格認定期間内に掲載された論文のコピーをご提出ください。
- ※指導医資格とは【各大学の研修プログラムにおける皮膚科専攻医の指導・評価をされる常勤の先生が取得される資格】となります。
- その他の先生に関しましては知識を深めていただく為に指導医に関しましても更新頂くことは問題ございません。しかし経歴等には記載できない資格となります為、ご注意ください。
- 皮膚科専門医マップの公開について、広告表示をご希望される場合は、必ず公開にチェックを入れてください。
  - 審査料のお支払方法について、必ずチェックを入れてください。

2. 「個人情報の第三者提供に関するお願い」について（同意書）【全更新対象者必須】

※送付先は更新書類とともに日本皮膚科学会へお送りください

**個人情報の第三者提供に関するお願い**

日本専門医機構認定専門医への移行に伴い、日本専門医機構にて更新に関わる二次審査を行うために必要な下記個人情報を提供するよう依頼がございました。つきましては、公益社団法人日本皮膚科学会にご登録いただいております下記①の個人情報の提供にご同意いただける方のみ、一般社団法人日本専門医機構に個人情報を提供いたします。ご同意いただける方は書面下にご署名欄に自署にてご署名いただきますようお願い申し上げます。

なお、個人情報の提供ができない場合は、日本専門医機構認定専門医更新二次審査はできませんことをご留意くださいますようお願い申し上げます。

詳細は下記②へお問い合わせください。

記

① 専門医機構に提供される個人情報の内容

- ・ 氏名
- ・ 医籍登録番号
- ・ 専門医登録番号
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 専門領域名
- ・ メールアドレス
- ・ 勤務先名
- ・ 勤務先住所
- ・ 送付先住所
- ・ 専門医取得年月日
- ・ 専門医更新年月日
- ・ 共通講習単位
- ・ 診療実績単位
- ・ 領域講習単位
- ・ 学術実績単位

② 個人情報に関するお問い合わせ先

〒100-0011 東京都千代田区内幸町二丁目2番2号 富国生命ビル23階  
 一般社団法人日本専門医機構 個人情報に関するお問い合わせ窓口 総務部  
 Mail : info-pv@jmsb.or.jp  
 TEL : 03-6824-9933 / FAX : 03-6824-9888 (受付時間 10 : 00～17 : 00)

上記内容に同意いたします。

氏名	西暦	年	月	日
_____				

今回の専門医の更新で学会専門医から機構専門医に移行することに伴い、認定証の発行等の各種作業を含め様々な理由から、一般社団法人日本専門医機構が運用する専門医管理システムへの登録が必要となります。その為、公益社団法人日本皮膚科学会が保有する個人情報を一般社団法人日本専門医機構に提供いたします。

■（同意書）「個人情報の第三者への提供に関するお願い」に記載されている日本専門医機構に提供される個人情報の内容をご確認いただき、日付、署名のみを記載のうえ、更新書類と一緒にご提出ください。

### 3. 勤務実態の自己申告書（様式2）

通常更新：必須

特例更新：不要

| (様式2)

**勤務実態の自己申告 申請書**

年 月 日

更新申請者氏名 \_\_\_\_\_

**【勤務証明】**

勤務形態について、専門医認定期間のうちの2.5年間の勤務実態については、勤務証明書（様式3-1、3-2）の書類を提出ください。

**【勤務実態】**

勤務していた直近1年間の活動内容について、該当する項目にチェックを入れてください。

診療活動

<input type="checkbox"/> 一般外来診療	<input type="checkbox"/> 救急外来診療	<input type="checkbox"/> 入院診療
<input type="checkbox"/> 臨床検査	<input type="checkbox"/> 手術	<input type="checkbox"/> 往診
<input type="checkbox"/> その他：		

診療管理と教育活動

<input type="checkbox"/> カンファレンス	<input type="checkbox"/> 診療に関わる委員会活動
<input type="checkbox"/> 学生・研修医・専攻医指導	<input type="checkbox"/> メディカルスタッフ指導

その他の臨床的活動

<input type="checkbox"/> 健康相談	<input type="checkbox"/> 臨床に関わる書類作成
<input type="checkbox"/> その他：	

専門医として相応しい病院外での医療活動（ある場合は記入ください）

内容記載： \_\_\_\_\_

勤務実態を証明する「自己申告書」として提出してください。

勤務実態については、勤務していた直近1年間の実態を記載してください。申告が実態と一致しているか否かについて検証することがあります。

- ・勤務していた直近1年間の活動内容について、該当する項目にチェックを入れてください。
- ・専門医として相応しい病院外での医療活動がある場合は内容を記載してください。

4. 勤務証明書（様式3-1（常勤）, 様式3-2（非常勤））

通常更新：必須（勤務先施設のHPなどの書類と一緒に提出）

特例更新：不要

The image shows two sample forms for employment certificates. The left form is for regular employment (常勤) and the right form is for non-regular employment (非常勤). Both forms include fields for hospital name, address, phone number, and representative name. They also have sections for employment dates and working hours. The non-regular form includes a table for recording specific working hours by day and time.

勤務証明書は常勤か非常勤かにより、提出する様式が異なります。該当する書類をご提出してください。

注意点

- ・休憩、残業時間は勤務時間に含めることはできません。
- ・勤務証明書に記載がある勤務先施設のHPなどの書類と一緒に提出が必要となります。

過去の勤務先などで現在担当医の記載がない場合は施設の診療時間が記載されている箇所のコピーをご提出ください。

◎定期的な隔週勤務の場合は1/2換算で勤務時間として認められます。

勤務証明書の備考に隔週勤務時間を記載いただき、勤務時間部分には1/2換算の時間と通常の勤務時間の合計を記載ください。

※HP上に表記のある診察時間と実際の契約時間に齟齬がある場合には、更新申請の必須書類として雇用書類も併せてご提出してください。

■常勤：皮膚科診療に従事している時間が1施設で週31時間以上

→勤務証明書（常勤）（様式3-1）

勤務先施設のホームページなど施設の診療時間と担当医が分かる箇所の書類と一緒に提出ください。担当医の記載がない場合は施設の診療時間が記載されている箇所のコピーをご提出ください。

■非常勤：皮膚科診療に従事している時間が週 12 時間以上 31 時間未満  
 →勤務証明書（非常勤）（様式 3-2）

勤務先施設のホームページなど施設の診療時間と担当医が分かる箇所の書類と一緒に提出ください。担当医の記載がない場合は施設の診療時間が記載されている箇所のコピーをご提出ください。

なお、非常勤については日本皮膚科学会代議員または皮膚科専門研修基幹施設のプログラム統括責任者の証明が必要です。

代議員名簿は下記 URL からご確認ください。

<https://www.dermatol.or.jp/medical/about/4993/>

勤務証明書の記入について詳細は下記をご確認ください。

- ・勤務証明書の備考欄には休憩時間を記載ください。
- ・当学会の書式を用意しておりますので、そちらをご使用ください。なお、各施設の書式を使用しても問題ございませんが、勤務証明書に記載する必要情報については、当学会書式をご参考ください。
- ・勤務期間は 0.5 ヶ月単位で計算します。ひと月に 15 日以上勤務している月は 0.5 ヶ月、1 ヶ月全て勤務した場合は 1 ヶ月として算定してください。

例) 勤務期間 2024 年 4 月 1 日から 2024 年 10 月 15 日→勤務期間：6.5 ヶ月  
 勤務期間 2024 年 4 月 1 日から 2024 年 10 月 31 日→勤務期間：7 ヶ月

・勤務証明書に『院長と開設者が違う場合は、開設者の署名が必要です。』と記載があります。自治体病院（公立病院）の場合、開設者は自治体になりますが、病院長の署名または記名捺印（公印）でも可です。

・同施設勤務であるが期間によって勤務曜日が異なる場合は勤務証明書をそれぞれ分けてご提出ください。例えば、2022 年 3 月までの勤務曜日と、それ以降の勤務曜日が異なる場合、勤務証明書を 2 枚に分けてご提出ください。

### 郵送（紙）の申請方法

・ご家族が開業されている病院・医院に勤務の場合は、勤務証明書の他に、申請者の名前と診察時間が記載されている書類を送付してください。（保健所に提出した開設届、公表されているホームページ、パンフレット、看板の写真、院内に掲示している管理表など）

・大学院の研究期間を勤務実績として算定する場合、大学院の在学証明書および、事情書（どのような内容を研究しているのか記載）に皮膚科教授の署名をいただき、申請をしてください。  
担当委員会にて審議いたします。

### ※ご自身で開業されている場合

開業している証憑として、勤務証明書のほかに、院長・診療時間・開設日などが分かる書類もご提出ください。（保健所に提出した開設届、公表されているホームページ、パンフレット、看板の写真、院内に掲示している管理表など）

診療時間に加えて開設者・院長としての業務を含んだ勤務時間を記載し、備考欄へは休憩時間と事務作業時間を記載ください。

#### 備考記載例

月～金 休憩1時間、事務作業2時間/日 等

開設者や院長としての業務を含めても勤務時間が週31時間未満の場合は、非常勤の勤務証明書をご提出ください。

### 更新単位の取得

通常更新：50単位（共通講習A各1単位を含む）

特例更新：40単位

氏名	公開番号	専門医番号	資格認定期間

更新要件		単位	詳細
診療実績の証明（初回更新時、10症例（5単位）分必須）		0/10	-
専門医共通講習		5/10	<a href="#">詳細</a>
皮膚科領域講習（20単位を超える単位を算定することができる）		0/20	<a href="#">詳細</a>
学術業績・診療以外の活動実績		0/10	<a href="#">詳細</a>
全体の単位		5/50	

※診療実績の証明について（①症例報告の提示（様式4-1）、②専攻医指導報告書（様式4-2））  
（最大10単位）

【会員マイページの認定日と更新日が同じ方：必須（更新手続き自体が初めての方）】

【会員マイページの「登録情報の確認・変更」画面内の取得日と更新日が異なる方：任意】

認定番号	00000
取得日	2012-10-01
更新日	2023-04-01
有効期限	2028-03-31
専門医マップ	公開

・症例報告の提示（様式4-1）（最大10単位まで申請可能）

必要事項を記載いただき、エクセルファイルをプリントアウトしてご提出ください。

※一覧だけではなく要約の提出も必要です。

様式4-1 症例報告の提示										
＜説明＞ 5年間に診療した症例について診療日、病名、検査、治療法、転帰、問題点、診療施設名、責任者氏名（印）などを記載した症例報告を10症例分提出すること。入院、外来は問いませんが、疾患名は偏らないよう配慮すること。皮膚科専門医研修カリキュラムに記載された35領域のうち複数の領域にわたる必要がある。										
No.	診療年月	患者年代	性別	領域区分	病名	治療方法	転帰	入院 or 外来	診療施設名	担当医/指導医
例	2017年6月	30代	男性	1 深部・皮膚科	アトピー性皮膚炎 外用剤による治療	治癒・寛解		外来	〇〇クリニック	皮膚 太郎
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
~~~~~										
17										
18										
19										
20										
							責任者署名 _____			
（診療施設が複数箇所の場合は、主たる施設の責任者が署名してください）										

要約(例)										
カルテ一覧のNo:	例	性別:	男性	患者年代:	30代	病理組織所見				
診療施設名:	〇〇クリニック					皮膚/実施有無				
担当医/指導医:	皮膚 太郎					所見				
疾患名:	アトピー性皮膚炎			入院/外来:	外来	他臓器/実施有無				
治療法:	外用剤による治療			転帰:	治癒・寛解	所見				
既往歴(疾患と関連したもののみ):			家族歴(疾患と関連したもののみ):			診断:	病名(箇条書き)			
合併症(疾患と関連したもののみ):						鑑別診断:	鑑別点			
現病歴(箇条書き):						治療経過(経過を追って、箇条書きにする):				
現症(箇条書き):						本患者の問題点とその解決(箇条書き):				
診断に必要な検査結果(箇条書き):										

5年間に診療した症例について診療日、病名、検査、治療法、転帰、問題点、診療施設名、責任者氏名（印）などを記載した症例報告を10症例分提出してください。症例10例毎に5単位認めることができます。また、入院、外来は問いませんが、疾患名は偏らないよう配慮してください。

- ・皮膚科専門医研修カリキュラムに記載された35領域のうち複数の領域にわたる必要があります。35領域については＜巻末資料1＞皮膚科領域の35領域 ＜症例報告の提示＞をご確認ください。
- ・一覧の「診療年月」を入力が未完了だと要約の黄色セルにデータが反映されません。
- ・責任者署名については診療施設が複数箇所の場合は、主たる施設の責任者が署名してください。責任者が本人の場合は本人が署名してください。
- ・なお責任者署名については自筆での署名が必要となります。

専門医共通講習（マイページのプリントアウト）（最大10単位）

通常更新：必須

特例更新：必要に応じて

会員マイページ

実績登録 専門医 後実績

氏名	会員番号	専門医番号	資格認定期間

専門医共通講習

項目	最近5年間の取得単位	更新申請に必要な単位	
a.必修A	医療安全 1 感染対策 1 医療倫理 2	各1単位以上	
b.必修B	医療制度と法律 0 地域医療 0 医療福祉制度 0 医療経済 0 孤立支援 0		対象者は各1単位以上
c.任意C	臨床研究・臨床試験 0 災害医療 0		
a+b+c	4		

※最大10単位のため、合計10単位を超過した場合は計算されません。

詳細

a.必修A

医療安全						
No	年度	開催回	入会名	受講講座名	参加日	単位
1	2024	123	日本皮膚科学会総会	教育講演49(e-learning)	2024-07-22	1
以上 合計単位						1

感染対策						
No	年度	開催回	入会名	受講講座名	参加日	単位
1	2024	123	日本皮膚科学会総会	教育講演49(e-learning)	2024-07-22	1
以上 合計単位						1

医療倫理						
No	年度	開催回	入会名	受講講座名	参加日	単位
1	2024	123	日本皮膚科学会総会	教育講演17(e-learning)	2024-07-22	2
以上 合計単位						2

マイページ上の「専門医後実績一覧」の「共通講習詳細画面」をプリントアウトし、提出してください。

○必修講習Bについて

2026年度の更新対象者は任意で問題ございません。

研修施設や他学会主催の共通講習会を聴講、または講師として発表した場合、会員マイページには自動的に加算されません。その為、聴講単位、講演での単位は下記のように単位申請ください。

■研修施設や他学会主催の聴講単位（自己申請）

日本皮膚科学会ホームページの会員マイページ「専門医後実績メニュー」に、ご自身で登録いただき「受講証明書(参加証)」とあわせて提出してください。（登録後、状態が「未審査」表示となります）

登録方法につきましては下記URL「（その他：機構制度マイページ単位申請方法について）よりご確認ください。

<https://www.dermatol.or.jp/medical/specialist/4964/>

皮膚科領域講習（マイページのプリントアウト）（最小20単位）

通常更新：必須

特例更新：必要に応じて

氏名	会員番号	専門医番号	資格認定期間

**皮膚科領域講習**

**詳細**

No	年度	開催回	大会名	受講講座名	参加日	単位
1	2022	1	日本皮膚科学会乾癬生物学的製剤安全対策講習会	円形脱毛症安全対策講習会(e-learning)	2023-04-04	0

マイページ上の「専門医後実績一覧」の「皮膚科領域講習 詳細画面」をプリントアウトし、提出してください。

日本皮膚科学会が定める講習会等で取得する単位です。皮膚科専門医が最新の知識や技術を身に付けるために必要な講習会への参加を目的としています。

- ・講習会に現地で聴講している場合は日本皮膚科学会会員カードまたはQRコードで、WEBで聴講している場合は聴講ログで、出席を確認しています。
- ・大会終了後2ヶ月以内に、自動的に単位が加算されますので、日本皮膚科学会会員マイページより、専門医後実績一覧をプリントアウトして提出してください。

◎地方会も含み「皮膚科領域講習の聴講単位」に上限はございませんので聴講された分だけ単位として反映されます。

- ・講師として発表した演題についても自動的に単位が加算されます。
- 一般演題での発表は領域講習単位に加算されません。しかし学術業績・診療以外の活動実績としての自己申請は可能です。

9. 学術業績・診療以外の活動実績（マイページのプリントアウト）（最大10単位）

通常更新：必要に応じて

特例更新：必要に応じて

会員マイページ

実績登録 専門医 後実績

氏名	会員番号	専門医番号	資格認定期間

活動実績

項目	直近5年間の取得単位	更新申請に必要な単位
a. 地方会参加 (年間2単位、合計6単位まで)	0	-
b. 申告単位	0	-
a+b	0	-

※最大10単位、取得方法によっては最大20単位（ただし、特別な場合に限定されます。）

詳細

a. 地方会参加

学会参加					単位
No	年度	開催回	大会名		
-	-	-	-		-
以上 合計単位					0

b. 申告単位

年度	年月日	内容	単位

マイページ上の専門医後実績一覧の「学術業績 診療以外の活動実績」をプリントアウトし、提出してください。

・申告単位は自身のマイページに登録し、必要書類の提出がある場合はご提出ください。  
登録方法につきましては下記 URL（その他：機構制度マイページ単位申請方法について）よりご確認ください。

<https://www.dermatol.or.jp/medical/specialist/4964/>

必要書類につきましては<巻末資料3>学術業績・診療以外の活動実績一覧をご参照ください。

算定可能な単位については、<巻末資料3>学術業績・診療以外の活動実績一覧をご確認ください。なお、自身が筆頭発表者の【業績発表】と筆頭著者の【論文発表】がある場合、最大20単位まで申請可能です。

例1) 論文査読10単位+筆頭著者である論文発表単位10単位=20単位

(詳細は巻末資料5の例3)参照

例2) 地方会などの参加単位6単位+自身が筆頭発表者の学会発表10単位+筆頭著者である論文発表単位10単位の場合

上限10単位(地方会参加単位6単位+自身が筆頭発表者の学会発表4単位)と筆頭発表者の学会発表6単位、筆頭著者である論文発表単位4単位の10単位(合計20単位)を取得可能

※申請いただいた残り6単位の筆頭著者である論文発表単位は無効

地方会の場合は「皮膚科領域講習の受講単位」と「学術業績・診療以外の活動実績の地方会参加単位」が同時反映されます。ただし「学術業績・診療以外の活動実績の地方会参加単位」は1年に2単位までの反映となります。(合計6単位まで)



<巻末資料 1> 皮膚科領域の 35 領域 <症例報告の提示>

1 湿疹・皮膚炎	19	褥瘡
2 紅皮症	20	色素異常症
3 蕁麻疹	21	母斑と母斑症
4 痒疹	22	その他の遺伝性皮膚疾患
5 瘙痒症	23	上皮性腫瘍・神経系腫瘍
6 薬疹	24	間葉系腫瘍
7 血管・リンパ管の疾患	25	リンパ腫と類症
8 紅斑症	26	メラノサイト系腫瘍
9 角化症	27	ウイルス感染症
10 炎症性角化症と膿疱症	28	細菌感染症
11 水疱症	29	真菌感染症
12 膠原病および類症	30	抗酸菌感染症
13 代謝異常症	31	性感染症 (STI)
14 軟部組織 (皮下脂肪組織・筋肉) 疾患	32	動物性皮膚症・寄生虫症
15 肉芽腫症	33	付属器疾患 (汗器官・脂腺・毛髪・爪)
16 太陽光線による皮膚障害	34	粘膜疾患
17 物理・化学的皮膚障害	35	全身疾患に伴う皮膚症状
18 皮膚潰瘍		

<巻末資料 2> 専門医共通講習に算定できる単位 (原則として 1 時間 1 単位)

1. 医療安全	1 単位 (必修)	} 必修講習 A
2. 感染対策	1 単位 (必修)	
3. 医療倫理	1 単位 (必修)	
4. 医療制度と法律	1 単位	} 必修講習 B
5. 地域医療	1 単位	
6. 医療福祉制度	1 単位	
7. 医療経済 (保険医療等)	1 単位	
8. 両立支援 (治療と仕事)	1 単位	} 任意講習 C
9. 臨床研究・臨床試験	1 単位	
10. 災害医療倫理	1 単位	

\* 上記 1~10 の講師については、1 人あたり 1 時間の講演につき、2 単位付与することができる。(証明のための資料として、抄録、プログラムのコピーを提出すること)  
 \* 他学会や医師会主催の共通講習の受講証明書については、更新申請の際に更新申請書類と併せてご提出ください。

〈巻末資料 3〉 学業実績・診療以外の活動実績一覧

項目名	概要	取得単位
皮膚科領域専門医委員会が指定する学術集会における一般演題の学会発表	証明書類として抄録、プログラムのコピーを提出すること。	筆頭発表者：1 単位 共同発表者：1 単位 (2nd author に限る)
皮膚科領域専門医委員会が指定した学術雑誌にピアレビューを受け掲載された内外論文発表 ※巻末資料(4. 代表的な雑誌のリスト)参照	証明書類として掲載された論文のコピーを提出すること。	筆頭著者：2 単位 全共著者：1 単位
共通講習、皮膚科領域講習における司会や座長	証明書類として抄録、プログラムのコピーを提出すること。	司会や座長：1 単位 ※聴講単位とは別に付与
皮膚科領域専門医委員会が指定する学術雑誌の査読対象雑誌 【日本皮膚科学会雑誌、西日本皮膚科、Journal of Dermatology, Journal of Dermatological Science】	著者・所属、論文名、要旨、雑誌名、編集委員名を判読できないようにした査読の依頼状と査読結果の写しの提出か、または、Publons による証明を行うこと。	1 単位 ※同一論文の再査読は単位としては認めない。
日本皮膚科学会ガイドライン策定委員会の委員長（作成するガイドラインが個別のグループに分かれている場合、それぞれのグループ長を委員長とする）	証明書類として掲載誌の該当箇所のコピーを提出すること。	1 件につき 2 単位 ※当該ガイドライン発表時の委員長に付与
皮膚科領域専門医委員会が認定するアンケート・症例数調査などへの回答を行った場合	証明書類として施設責任者の証明が必要。	各施設の担当者 1 人：2 単位
皮膚科領域専門医委員会が認定する臨床研究、医師主導自主臨床研究	研究計画書を提出すること。 なお、調査あるいは研究において対象症例がない場合、単位は付与しない。	責任者：2 単位
皮膚科専門医試験問題作成や試験委員・監督など試験に関する業務に携わった場合	委員委嘱状のコピーなど、任期が分かる資料を提出すること。	1 年度につき 1 単位
皮膚科専門医資格認定に関する業務に携わった場合	委員委嘱状のコピーなど、任期が分かる資料を提出すること。	1 年度につき 1 単位
地域・学校等で市民啓発目的の講演を行った場合	講演会のプログラム等コピーを提出すること。	60 分の講演：1 単位 120 分以上の講演：2 単位 (上限回数制限なし)
校医を 1 年以上務めた場合	委嘱状のコピーを提出すること。	2 単位 (5 年間で上限 2 単位)

皮膚科学会推薦による日本医療安全調査機構の医療事故調査制度における外部委員	委嘱状のコピーを提出すること。	1年度につき2単位
日本皮膚科学会の地方会への参加単位（マイページに自動反映）	当該地方会に専門医共通講習または皮膚科領域講習として認められている講演があり、かつ、その受講単位を取得していること。	1回につき1単位 (1年間2単位 5年間で6単位)
専攻医の年間評価を行った場合	「専攻医指導報告書（様式4-2）」と評価を行った証明書類として専攻医研修管理システム上の「評価・フィードバック」の画面を提出すること。	1年間に1単位（ただし複数の専攻医を指導しても1単位のみ）
共通講習などの講師で講演をした場合	講演会のプログラム等コピーを提出すること。	1時間の講演につき2単位  また、1時間を複数名で講演し、そのうち、30分以上講演している場合には、1単位
日本医学会総会の参加単位	ネームカードを提出（コピーでも可）	1単位

< 巻末資料 4 > 代表的な雑誌リスト

No	索引	タイトル
1	A	Acta Dermatovenerologica Croatica
2		Acta Dermato-Venereologica
3		Allergology International
4		Allergy
5		Anais Brasileiros de Dermatologia
6		Annals of Dermatology
7		Archives of Dermatological Research
8		Archives of Plastic Surgery
9		Australasian Journal of Dermatology
10	B	British Journal of Dermatology
11	C	Cancer Research
12		Case Reports in Dermatology
13		Clinical and Experimental Dermatology
14		Contact Dermatitis
15		Cureus

16		Cutis
17	D	Dermatologic Surgery
18		Dermatologic Therapy
19		Dermatologica Sinica
20		Dermatology
21		Dermatology Practical and Conceptual
22		Dermatology Reports
23		Dermatopathology
24	E	European Journal of Dermatology
25		Experimental Dermatology
26	I	Indian Journal of Dermatology
27		International Archives of Allergy and Immunology
28		International Journal of Dermatology
29	J	JAMA Dermatology
30		Journal der Deutschen Dermatologischen Gesellschaft
31		Journal of Cutaneous Immunology and Allergy
32		Journal of Cutaneous Pathology
33		Journal of Dermatological Science
34		Journal of Dermatological Treatment
35		Journal of Environmental Dermatology and Cutaneous Allergology
36		Journal of Immunology
37		Journal of Investigative Dermatology
38		Journal of Skin Cancer
39		Journal of the American Academy of Dermatology
40		Journal of the European Academy of Dermatology and Venereology
41		Journal of the German Society of Dermatology
42		Journal of Wound Care
43		M
44	Melanoma Res	
45	Monthly Book Derma	
46	Mycoses	
47	P	Pigmented cell and melanoma research
48	S	Scientific Reports
49		Skin Cancer
50	T	The American Journal of dermatopathology

51		The Journal of Allergy and Clinical Immunology
52		The Journal of Dermatology
53	ア	アレルギー
54	ケ	月刊「皮膚科」
55	ニ	西日本皮膚科
56		日本小児皮膚科学会雑誌
57		日本皮膚科学会雑誌
58		日本皮膚免疫アレルギー学会雑誌
59		日本美容皮膚科学会雑誌 (Aesthetic Dermatology)
60		日本臨床皮膚科医会雑誌
61		日本臨床皮膚外科学会誌 (Skin Surgery)
62	ネ	熱傷
63	ヒ	皮膚の科学
64		皮膚科の臨床
65		皮膚病診療
66	リ	臨床皮膚科

<巻末資料 5> 単位の取得パターン 3 例

例 1) 聴講がメインとなるパターン ※初回更新者以外の場合

項目名	取得単位	説明
①診療実績の証明	0 単位	
②共通講習の受講	3 単位	総会に出席し、必修講習 A (医療安全、感染対策、医療倫理) を聴講
③領域講習の受講	47 単位	総会や支部大会に出席し、教育講演など (計 47 講演) を聴講
④学術業績の単位	0 単位	

例 2) 聴講がメインとなるパターン ※初回更新対象者の場合

項目名	取得単位	説明
①診療実績の証明	5 単位	診療実績 10 症例を提示。※初回更新者に限り症例報告 5 単位必須。 (2 回目以降は任意)
②共通講習の受講	3 単位	総会に出席し、必修講習 A (医療安全、感染対策、医療倫理) を聴講
③領域講習の受講	42 単位	総会や支部大会に出席し、教育講演など (計 42 講演) を聴講
④学術業績の単位	0 単位	

例3) 2回目以降の更新かつ学術業績が多いパターン

(学術業績の単位が最大20単位の場合)

項目名	取得単位	説明
①診療実績の証明	0単位	
②共通講習の受講	3単位	総会に出席し、必修講習A(医療安全、感染対策、医療倫理)を聴講
③領域講習の受講	27単位	総会や支部大会に出席し、教育講演など(計27講演)を聴講
④学術業績の単位	20単位	学会集会における一般演題の筆頭発表者(10単位)
		学会雑誌にピアレビューをうけ掲載された筆頭著者論文(10単位)

別記(1) 日本皮膚科学会の地方会

北海道地方会	青森地方会	秋田地方会	岩手地方会	宮城地方会	山形地方会
福島地方会	新潟地方会	群馬地方会	栃木地方会	茨城地方会	東京地方会
信州地方会	山梨地方会	静岡地方会	北陸地方会	東海地方会	京滋地方会
大阪地方会	山陰地方会	島根地方会	岡山地方会	広島地方会	山口地方会
徳島地方会	高知地方会	香川地方会	愛媛地方会	福岡地方会	長崎地方会
佐賀地方会	大分地方会	熊本地方会	宮崎地方会	鹿児島地方会	沖縄地方会

別記(2) 国内における単位申請可能な学術集会

※単位申請が承認された場合に単位取得が可能となります。

日本皮膚科学会総会	日本皮膚科学会支部学術大会	日本小児皮膚科学会地方会
日本臨床皮膚科医会学術集会	日本研究皮膚科学会学術集会	日本小児皮膚科学会学術集会
日本ハンセン病学会学術集会	日本医真菌学会学術集会	日本アレルギー学会学術集会
日本化粧品学会学術集会	日本臨床免疫学会学術集会	日本性感感染症学会学術集会
日本免疫学会学術集会	日本乾癬学会学術集会	日本皮膚病理組織学会
日本皮膚悪性腫瘍学会学術集会	水疱症研究会	日本結合組織学会学術集会
角化症研究会	加齢皮膚医学研究会	日本熱傷学会学術集会
皮膚かたち研究学会	日本光医学・光生物学会学術集会	日本臨床皮膚科医会ブロック大会
日本皮膚免疫アレルギー学会	日本皮膚外科学会学術集会	日本色素細胞学会学術集会
日本臨床皮膚外科学会学術集会	日本美容皮膚科学会学術集会	日本皮膚科心身医学会学術集会

		会
日本褥瘡学会学術集会	毛髪科学研究会	日本褥瘡学会 九州地方会
小児皮膚科学セミナー	日本臨床皮膚科医会都道府県大会	アトピー性皮膚炎治療研究会
近畿皮膚科集談会	日本発汗学会	日本医真菌学会東海・北陸地方会講演会
都道府県医師会主催の生涯教育集会	日本アレルギー学会中国四国支部地方会	日本白斑学会
日本レックリングハウゼン病学会	日本フットケア・足病医学会	皮膚膠原病研究会
日本アレルギー学会近畿地方会		

別記(3) 国内における参加型教育集会

皮膚真菌症指導者講習会、皮膚病理診断研究会診断講習会

別記(4) 国外における学術集会

World Congress of Dermatology

Eastern Asia Dermatology Congress

The Asian Dermatology Association

International Societies for Investigative Dermatology

The European Society for Dermatological Research

The American Academy of Dermatology

The European Academy of Dermatology and Venereology

INTERNATIONAL SOCIETIES FOR

INVESTIGATIVE DERMATOLOGY MEETING

GA<sup>2</sup>LEN UCARE Urticaria Conference (蕁麻疹国際会議)

日豪合同皮膚科会議

日独合同皮膚科会議 国際小児皮膚科学会